



埼玉県報

第 703 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 23 日
月曜日

目次

規則

- 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）

告示

- 令和 8 年度における物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（入札審査課）
- 令和 8 年度における建設工事の請負等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（入札審査課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 介護保険法に基づく指定の効力の停止処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 元荒川上流土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 埼玉東部漁業協同組合共第 5 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（生産振興課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 富士見都市計画事業国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理事業の事業計画変更（第 3 回）の認可（市街地整備課）
- 本庄都市計画下水道（本庄市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県道深谷嵐山線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道菅谷寄居線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道武蔵嵐山駐車場の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道西平小川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道坂本寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道菅谷寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県告示第 137 号中訂正（春日部農林振興センター）

規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中第五号を削り、同表第六号イ中「野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場」を「サッカー場、ラグビー場、野球場、陸上競技場」に改め、「障害者」の下に「（その介護者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同表第五号とし、同表中第七号を第六号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

二十一	埼玉県長瀬射撃場利用料金	免除	
-----	--------------	----	--

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和八年度において県が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和六年埼玉県告示第八百三十三号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。

告示

埼玉県告示第百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和八年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登載された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
 - (2) 入札参加資格認定申請をした日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的

- 事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
- 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定申請をした日から一年七
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
- 入札公告において別に定める。

告 示

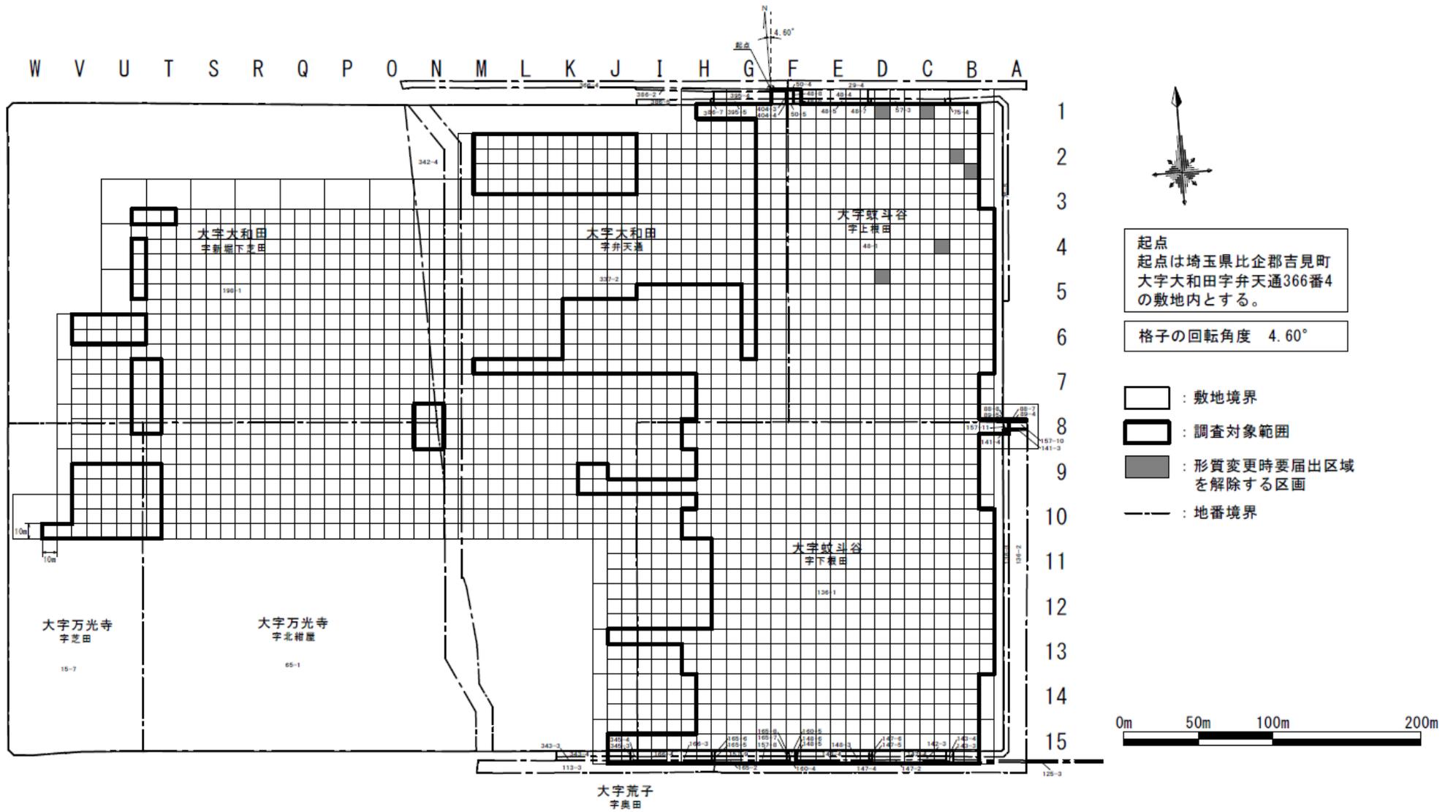
埼玉県告示第百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第千三百四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県比企郡吉見町大字蚊斗谷字上根田四十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



告 示

埼玉県告示第百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第六号の規定により指定の全部の効力を停止したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 事業者の名称
合同会社星空ケア
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県白岡市西九―八―一
- 三 事業所の名称
ヘルパーステーション ベルフラワー
- 四 事業所の所在地
埼玉県白岡市西九―八―一
- 五 介護保険事業所番号
一―七六六〇〇三八三
- 六 サービスの種類
訪問介護
- 七 効力の停止期間
令和八年五月一日から令和八年十月三十一日まで

告示

埼玉県告示第百七十八号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和八年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人久幸会川口きゆうぼらりハビリテーション病院	埼玉県川口市上青木西一丁目二十番六号	令和十一年三月十九日
堀ノ内病院	埼玉県新座市堀ノ内二丁目九番三十一号	同右
医療法人社団草芳会三芳野第2病院	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番地十六	同右
医療法人EMS酒井救急クリニック	埼玉県越谷市大字大竹五百六十一番地八	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目八百四十七番地	同右
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	埼玉県鴻巣市広田八百二十四番地の一	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	埼玉県桶川市大字坂田千七百二十六番地	同右
北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	同右
医療法人社団愛友会伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室五千十四番地一	同右
丸木記念福祉メディカルセンター	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同右
大谷整形外科病院	埼玉県東松山市大字下野本五百十七番地	同右

<p>医療法人社団桜友会所沢 ハートセンター 小林病院 栗橋病院 本庄駅前病院 医療法人花仁会秩父病院</p>	<p>埼玉県所沢市上新井二丁目六十 一番地の十一 埼玉県入間市宮寺二千四百十七 番地 埼玉県久喜市小右衛門七百十四 番地六 埼玉県本庄市駅前一丁目二番三 十二号 埼玉県秩父市和泉町二十番</p>	<p>令和十一年 三月十九日 同右 同右 同右 同右</p>
---	---	--

告 示

埼玉県告示第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	島 澤 万 藏	埼玉県行田市犬塚千二百十八番地

告 示

埼玉県告示第百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

二 漁業権の免許番号

共第五号

三 変更の内容

第二条第二項中「口頭」の次に「又はオンラインシステム」を加える。

第八条第一項中「又は」を「、」に改め、「組合指定取扱店」の次に「又は組合が指定するオンラインシステム」を加える。

第十条第一項各号列記以外の部分中「遊漁承認証」の次に「（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）」を加え、同条第二項中「場所」の次に「組合が指定するオンラインシステム」を加える。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年三月一日

埼玉県告示第百八十一号

告示

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
株式会社 R s t y l e	田 栗 一 男	埼玉県富士見市鶴馬千九百八十一番地三
北成建設株式会 社	川 口 博 光	埼玉県さいたま市岩槻区大字高曽根六百八番地 （許可時：埼玉県さいたま市岩槻区大字高曽根六百七番地）
株式会社歩建設	長 浜 保 幸	埼玉県富士見市大字勝瀬八百九十八番地一
三協建物株式会 社	井 直 樹	埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目十九番七号
株式会社ワール ドワイド	細 川 隆 之	埼玉県川口市西川口四―四―十三―二〇二 （許可時：埼玉県越谷市弥生町十一―五大野ビル五F）
株式会社高木管 鉄工業	高 木 治 美 （許可時：高木政 晴）	埼玉県川口市西青木二丁目十四番二十六号
株式会社アッ プ ステップ	森 琢 哉	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田七百二十二番地一
ペンテック株式 会社	田 村 忠 美	埼玉県草加市中根二丁目二十八番九号
藤間工務所	藤 間 晴 夫	埼玉県深谷市新井千九十六番地二
株式会社サトウ 電機	佐 藤 力	埼玉県草加市青柳七丁目六番十二号

告示

埼玉県告示第百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市福岡字川通、字西角の各一部、福岡新田字北谷、字西川通、字谷中の各一部、谷田二丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市福岡新田百二十二番四

五 設立認可の年月日

令和三年三月三十日

六 変更認可の年月日

令和八年三月二十三日

告 示

埼玉県告示第百八十三号

本庄市から本庄都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

<p>路線名</p>	<p>県道 深谷嵐山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字菅谷字西側 四二七番地先から 同郡同町大字菅谷字西側四五 二番地先まで（ただし、関係図 面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年三月二十三日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年十月三十日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第十三号で告 示した道路予定区域の一部 供用開始である。延長二〇 四・七五メートル。</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

<p>路線名</p>	<p>県道 菅谷寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字志賀字向イ 八一三番一地先から 同郡同町大字志賀字南町裏 九二一番一地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年三月二十三日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年十月三十日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第十一号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長三二〇・六八メートル。</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武蔵嵐山停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡嵐山町大字菅谷字東側 一三五番一七地先から 同郡同町大字菅谷字東側 一三四番八地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>八・九六〇 一〇・四一</p>	<p>八・七九〇 一〇・四一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六〇・四五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西平小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p style="text-align: center;">比企郡小川町大字下古寺字田中 二一四番四地先から 同郡同町大字青山字木ノ下 一五九三番三地先まで</p>		区 間
<p style="text-align: center;">八・七〇〽 一五・二二二</p>	<p style="text-align: center;">八・七〇〽 一五・二二二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p style="text-align: center;">四四〇・七五</p>		延 長 (メートル)
<p style="text-align: center;">道路改築事業による。 令和六年十一月二十九日付け 埼玉県東松山県土整備事務所 長告示第七号の道路予定区域 の一部変更である。</p>		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	県道坂本寄居線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字鉢形字木持二五一五番一 地先から 同郡同町大字鉢形字木持二四七〇番二地先 まで
供用開始の期日	令和八年三月二十三日
備考	令和四年九月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二〇七・九〇メートル

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	県道菅谷寄居線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字富田字南柏田一四九番一 地先から 同郡同町大字富田字南柏田一二三番三地先 まで
供用開始の期日	令和八年三月二十三日
備考	令和六年十月二十五日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六九・六〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年三月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和七年四月十五日

指令川建セ第〇六〇一九〇号

二 検査済証番号

令和八年三月十七日

川建セ第〇七〇一三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字町谷十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町西和田八百七十七番地

川谷 美波

正 誤

埼玉県告示第百三十七号（令和八年三月三日発行第六百九十八号）中訂正

ページ 行

一 前から八

誤

監事 永 瀬 清 高 埼玉県吉川市三輪野江二丁目百五十三番地

正

理事 永 瀬 清 高 埼玉県吉川市三輪野江二丁目百五十三番地